

第10回和光市個人情報保護審議会会議録

平成16年11月26日（金曜日）

議題

- 1 和光市個人情報保護条例の一部改正について
- 2 その他

出席者

石井彰会長、東洋子委員、今野清委員、並木修二委員、根岸彩子委員、吉田京子委員（以上6名出席）

事務局 横内企画部長、川畑市政情報課長、松橋課長補佐、本多主任

午前10時03分開会

事務局 お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。ただ今から和光市個人情報保護審議会を開催いたします。まず、議事に入る前に事務局から1件報告をいたします。浦郷委員の解任についてですが、9月の議会で教育委員として承認され、10月1日付で任命されました。10月8日付で審議会委員の職を解いています。1名欠員であります。現在の審議会委員の任期が、来年の3月31日までとなっていることから、このまま7名の委員でお願いしたいと考えています。

会長 これは、委員の欠員と考えるか、それとも条例に基づく8名以内で組織するとの考えなのか。説明をお願いします。

事務局 8名以内との解釈でお願いしたいと考えています。それでは、議事に入りたいと思います。本条例第38条第1項の規定により、議長を会長にお願いします。

会長 それでは、議事に入ります。議事の1番目にあります、和光市個人情報保護条例の改正についての議事になります。これにつきましては審議会で、これまでも審議や意見交換を行ってきました。これまでの経過を含めて資料1から3までについて事務局の説明を求めます。

事務局 これまでの経過について報告します。前回8月27日に第9回個人情報保護審議会を開催し、10月1日にさいたま地方検察庁に事前資料の送付をしました。10月22日にさいたま地方検察庁から協議事項について指摘がありまして、資料の差替えを行いました。11月4日にさいたま地方検察庁に事前協議として文書による協議を行いました。11月8日に12月の議会に上程するための起案を起こしました。11月19日にさいたま地方検察庁から事前協議についての回答がありました。そして、本日第1

0 回和光市個人情報保護審議会を開催しました。今後の予定としましては、12月2日から行われます12月定例会に上程します。条例が可決されれば、市民及び事業者に対する周知としまして広報又は掲示板にポスターの掲示を考えています。条例の施行は4月1日となります。さいたま地方検察庁との協議の中で、前回の審議会で配布した条例の全文のうち、若干の修正があります。資料3をご覧ください。条例第2条第1号で個人情報の定義があります。前回配布した資料中、「個人に関する情報」とあったものを「生存する個人に関する情報」と修正しました。第45条の「委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに」の「正当な理由がないのに」を「を提供したときは、」の前に移しまして、「を正当な理由がなく提供したときは、」と表現を変えました。また、さいたま地方検察庁との協議により第49条を削除し、第50条を第49条に繰り上げました。これは、資料2の2ページにある「さいたま地方検察庁との事前協議により、条例上に市外犯の規定がなくても、当然罰則の範囲は及ぶものであるので、改正案文から削除しました。」の理由で削除しました。

会長 資料についての説明がありました。ご意見がありましたらお願いします。

並木委員 前回の審議会後に条例を修正したのに、本日配布した資料でこれでいいですかと言われても、少し難しいと思います。1日でも2日でも前に目を通して、審議をしたかった。資料2の素案についての意見3で、他の市町村の制定状況の集計ができ上がったら配るとの考えだが、集計ができているなら配ってもらいたい。

会長 審議会後に修正があれば、周知すべきだったと思います。事前協議が済み、起案をしている段階までできていることから、変えることは難しいかと思います。今後の審議会の運営のためにも、意見を会議録に残しておく。2点目の意見について、事務局の説明を求めます。

事務局 他市の状況については、前回の審議会の資料でお配りしています。

会長 他にご意見があれば、お願いします。確認しておきたいのですが、市外犯の規定がなくても同様の扱いになるとのことだが、制度を運営していくなかで問題がないか事務局の考えを聞きたい。

事務局 当初、市外犯について、はっきりさせたほうが良いとの考えで規定を入れたのですが、検察庁との協議では、入れなくても同じ効果があるので、入れても変わらないとのことでした。市としても市外犯の規定を入れた条例で審議会に諮ったことから、入れて欲しいと話したのですが、検察庁の入れないほうが良いとの判断から、市外犯の規定を削除しました。

会長 第2条第1号の「個人」を「生存する個人」としたが、他市の条例では、必ずしも「生存する」と入っていないと思うが、あえて入れた趣旨は。

事務局 「生存する」を入れたのは、検察庁協議の中ではなく、手引の第2条第1号の

趣旨に「個人とは、生存する個人をいい、法人その他の団体は、これに該当しない。なお、死者は権利利益や権利行使の主体となり得ないので、死者に関する情報はこの条例の保護の対象となる個人情報に含まれない。」によります。また、死者についても「死後においても自己の秘密や名誉が守られることを望むものであることを考慮して、死者に関する情報を市が収集し管理する場合には、基本的に生存者の個人情報と同様に取り扱うこととする。」と運用していることから、「生存する」を入れました。

会長 今後の話になりますが、審議会を開催する必要があるのかご意見があれば、お願いします。

並木委員 議会に上程する段階までできていますので、審議会を開催する必要はないと思います。

今野委員 資料2の上部に「個人情報保護審査会」とあるのは、「個人情報保護審議会」の間違えだと思います。

会長 これは間違えですので、よく確認をするよう事務局にお願いします。庁内での発言や市議会を含めた外部からの意見等がありましたか。

事務局 12月の議会で、全職員を対象とした研修の実施のため、予算を計上しました。可決されましたら、来年の2月上旬に研修を行う予定です。

事務局 政策会議の中で、個人情報の取扱いの手順を職員に認識をさせて、手順や研修をすることで職員に周知すると意見をしています。

会長 外部など市民等からの発言はありませんか。

事務局 特にありません。

副会長 新聞の見出し、「学校の個人情報 個人情報管理が不十分」によりますと、個人情報の記録等を施錠した金庫などに保管してある学校は44%、管理・保管のマニュアルが作られている学校は16%、これらの情報について、公的機関に個人情報の提供を求められたとき、保護者の同意を得ないですべて応じたのは83%とありましたが、これが現実ではないでしょうか。

事務局 個人情報の取り扱いに対する実施手順を早急に作成し、個人情報に対しての具体的な方針やマニュアルを作成していくことになります。

会長 個人情報保護条例が平成13年度にスタートして、今回の一部改正や法律の施行により個人情報保護行政について再認識する必要があると思います。教育委員会や市長部局などについても個人情報の保護に対し十分配慮することが、審議会の共通の願いだと思う。気を付けないといけないのは、情報の保護にウェイトがかかり過ぎて、情報公開や個人情報の開示において、罰則ができたことで、知る権利の侵害や外部提供の制限がかかりすぎるのも問題があると思います。条例の一部改正により、新しい手引きを作成する予定はありますか。

事務局 現在、事務局で改正にあわせた逐条解説を作成しています。今後は、データとして保存をし、職員全員に配布する予定です。

会長 今回の審議会は議会の前に開催したことは、良いことだと思います。今後の予定について、審議会として条例施行の前に事務局の考え方を聞いたほうが良いか、ご意見があればお願いします。

並木委員 継続審議等で条例が変わらない限り、もう一度行うことはないと思います。

今野委員 議会でいろんな意見や質問があるかと思いますが、あとで概要を教えてもえたらと思う。

会長 2つ意見が出ましたが、必要があれば審議会を開催したいと考えています。委員の任期が来年の3月末までとなっています。次期の委員について、事務局からの説明があれば、お願いします。

事務局 審議会委員の任期が来年の3月末で満了します。前は、審議会が発足して間もないことから、全員再任をしました。現在の方向性として、改選することも視野に入れておかなければいけないと考えています。任命権が市長にありますので、発言はできませんが、そういった課題があるかと思っています。

会長 今後、具体的な動きがあれば、教えていただきたい。

並木委員 任命者の考えがあるかと思いますが、委員は若干でも再任したほうが良いと思う。委員全員を替えてしまうと、事務の効率が悪化すると思う。

会長 他にご意見があればお願いします。

並木委員 総合体育館建設凍結を求める署名活動が行われていますが、選挙管理委員会のチェックを経て署名簿の縦覧が行われる。そこには、住所、氏名、生年月日までが入っている。縦覧をさせることで、誰でも見ることができってしまう。個人情報保護の観点から市の考えを聞きたい。

会長 今の発言は、署名集めをする側の意見で、される側から見ますと、自分が署名したかしないかの確認が必要だと考えます。事務局の説明をお願いします。

事務局 住民投票の手続きの中で、選挙人名簿に登載されている者の確認の手続きのため、縦覧があります。個人情報の問題がありますが、住民投票は、一定の手続きの中で進めていかなければならない。縦覧期間終了後に、開示請求があった場合は、個人情報に該当するため開示はしない。縦覧時において、署名の住所、氏名、生年月日の情報は出すことになります。

会長 法令で定められていますが、このように個人情報保護について意見が出ることは個人情報を守る役割として必要だと思います。

並木委員 職員が、業務上知り得たものを漏らすことはだめだが、縦覧により知ったことを漏らすとどうなるのか。考え方と整理しておかないと、職員が混乱し判断ができな

いと思う。

事務局 実施手順により取り扱いをマニュアル化することで対応する。

会長 審議会が年一回の報告や諮問答申だけでなく、意見交換や意見を提案できる審議会が、今後の個人情報保護行政のあり方について大事なことだと思います。意見がなければ散会とします。

1 1時03分閉会